



平成20年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 新光証券株式会社  
 住 所 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号  
 代表者名 取締役社長 草間 高志  
 会社コード 8 6 0 6  
 問合せ先 広報・IR部長 大坪 教光  
 電 話 0 3 - 5 2 0 3 - 6 4 1 3

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 119 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

今般、当社とみずほ証券株式会社の間で締結しました平成 19 年 3 月 29 日付合併契約書(以下「本合併契約」という。)を一旦解除したことに伴い、本合併契約に基づき昨年開催の当社第 118 回定時株主総会において株主さまのご承認をいただいた定款変更の効力発生のための停止条件が満たされないこととなりましたので、その内容のうち、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行により、「証券取引法」(昭和 23 年法律第 25 号)が「金融商品取引法」に改組されることに伴う現行定款第 2 条(目的)の変更およびその他規定の整備に関する定款の変更について、改めてお諮りするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略) (目的)</p> <p>第 2 条 本社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 有価証券の売買、<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</u> (以下「<u>有価証券の売買等</u>」という。)</p> <p>(2) 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理並びに取引所有価証券市場 (外国有価証券市場を含む。)における<u>有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>(3) <u>有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第 2 条 本社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 有価証券の売買、<u>市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引</u></p> <p>(2) 有価証券の売買、<u>市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>(3) <u>取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、又は、取引所金融商品市場・外国金融商品市場における市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(4) <u>店頭デリバティブ取引、又は、店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理</u>
(新 設)	(5) <u>有価証券等清算取次ぎ</u>
(4) <u>有価証券の引受け及び売出し</u>	(6) <u>有価証券の引受け</u>
(新 設)	(7) <u>有価証券の募集又は私募</u>
(新 設)	(8) <u>有価証券の売出し</u>
(5) <u>有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</u>	(9) <u>有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</u>
(6) <u>有価証券の保護預り、貸借又はその媒介若しくは代理</u>	(削 除)
(7) <u>信用取引に付随する金銭の貸付け</u>	(削 除)
(8) <u>保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け</u>	(削 除)
(9) <u>有価証券に関する顧客の代理</u>	(削 除)
(10) <u>投資信託又は外国投資信託の受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理</u>	(削 除)
(11) <u>投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理</u>	(削 除)
(12) <u>累積投資契約の締結</u>	(削 除)
(13) <u>有価証券に関連する情報の提供又は助言</u>	(10) <u>投資助言・代理業</u>
(14) <u>他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理</u>	(削 除)
(15) <u>公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務</u>	(削 除)
(16) <u>株式事務の取次ぎ業務（新株予約権付社債等の新株予約権の行使に関する代理業務を含む。）</u>	(削 除)
(17) <u>貸金庫業務</u>	(削 除)
(18) <u>投資顧問業又は投資一任契約に係る業務</u>	(11) <u>投資運用業</u>
(19) <u>金融先物取引業</u>	(削 除)
(20) <u>金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引に係る業務</u>	(削 除)
(21) <u>通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u>	(削 除)
(22) <u>貸金業</u>	(12) <u>貸金業</u>
(23) <u>商品投資販売業</u>	(削 除)
(24) <u>金地金の売買又はその媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務</u>	(削 除)
(25) <u>譲渡性預金の預金証書及び円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u>	(削 除)
(26) <u>抵当証券の販売及び保管に関する業務</u>	(削 除)
(27) <u>組合契約又は匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理</u>	(削 除)
(28) <u>金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u>	(削 除)
(29) <u>生命保険の募集及び損害保険代理業務</u>	(13) <u>生命保険の募集代理業務</u>
(30) <u>貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u>	(削 除)
(31) <u>他の事業者の経営に関する相談に応じる業務</u>	(削 除)
(32) <u>他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務</u>	(削 除)
(33) <u>確定拠出年金運営管理業</u>	(削 除)
(34) <u>銀行代理業</u>	(削 除)
(35) <u>信託代理業</u>	(削 除)
(36) <u>信託受益権販売業</u>	(削 除)
(37) <u>前各号の業務のほか、証券取引法その他の法律により証券会社が営むことができる業務</u>	(14) <u>前各号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により証券会社が営むことができる業務</u>
(38) <u>その他前各号に付帯する業務</u>	(15) <u>その他前各号に付随又は関連する一切の業務</u>
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略) (自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略) (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の単元株式数は1,000株とする。 2 本会社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 (条文省略) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 本会社の株式の取扱いに関する手続及び手数料に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (条文省略) (開催場所)</p> <p>第15条 本会社は東京都において株主総会を開催する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第16条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条～第24条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり) (自己<del>の</del>株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり) (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 (現行どおり) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 本会社の株式の取扱いに関する手続及び手数料に関する事項並びに株主の株主総会に係る請求又は通知の方法については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり) (開催場所)</p> <p>第16条 本会社は東京都区内において株主総会を開催する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条～第24条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第26条～第30条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 本社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第40条 (条文省略) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 本社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第42条 (条文省略) (剰余金の配当)</p> <p>第43条 本社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>2 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>第26条～第30条 (現行どおり) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 本社は会社法第427条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第40条 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 本社は会社法第427条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり) (剰余金の配当)</p> <p>第43条 本社は<u>定時株主総会</u>の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

以 上